○建築関係手数料一覧

別表（第 2 条関係）

●建築物

区分（床面積の合計 A）	建築確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料	
			中間検査を実施したもの	中間検査を実施しないもの
A　≦30m2	8,000　円	12,000　円	13,000　円	14,000　円
30m2＜　A　≦100m2	15,000	15,000	16,000	17,000
100m2＜　A　≦200m2	21,000	21,000	21,000	23,000
200m2＜　A　≦500m2	32,000	28,000	30,000	32,000
500m2＜　A　≦1,000m2	58,000	46,000	50,000	52,000
1,000m2＜　A　≦2,000m2	83,000	62,000	67,000	71,000
2,000m2＜　A　≦10,000m2	207,000	140,000	150,000	160,000
10,000m2＜　A　≦50,000m2	326,000	219,000	239,000	249,000
A　≧50,000m2	583,000	409,000	460,000	469,000

※中間検査が必要な建築物

1. 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、3 階建て以上の共同住宅
2. 鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、3 階建て以上、かつ延べ床面積 500 平方メートルを超える建築物

※計画変更を伴う場合の建築確認申請手数料の算定方法

「増築する部分の床面積＋変更する部分の床面積の 2 分の 1」により算出した面積区分欄の手数料

※建築物の移転、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更の算定方法

「増築する部分の床面積＋移転等する部分の床面積の 2 分の 1」により算出した面積区分欄の手数料

●建築設備・工作物

申請の種類		申請手数料	計画変更申請手数料	完了検査手数料
建築設備	昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	14,000　円	8,000　円	20,000　円
	小荷物専用昇降機	8,000	5,000	13,000
	その他の設備	14,000	8,000	20,000
工作物（柱・擁壁・サイロ・広告塔等）		13,000	7,000	15,000

●証明手数料

申請の種類	申請手数料
確認済証、建築工事届、検査済証、確認区域外、道路位置指定等証明願い	300　円

●認定申請・認定取消申請手数料

号	認定等の種類	関係条文	手数料
1	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定	第 7 条の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号	120,000 円
2	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	第 43 条第 2 項 1 号	27,000 円
5	道路内における建築認定	第 44 条第 1 項第 3 号	27,000 円
17	建築物の高さの特例認定	第 55 条第 2 項	27,000 円
20	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 57 条第 1 項	27,000 円
21	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度指定	第 57 条の 2 第 1 項	敷地の数が 2 である場合：78,000 円 敷地の数が 3 以上である場合：78,000 円に 2 を超える敷地の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
22	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度指定取消	第 57 条の 3 第 1 項	6,400 円に現に存する敷地の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
30	景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条第 5 項	27,000 円
31	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 3 第 1 項	27,000 円
33	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 4	27,000 円
35	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 5 の 5 第 1 項、第 2 項	27,000 円
36	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定	第 68 条の 5 の 6 第 1 項	27,000 円
40	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	第 86 条第 1 項の規定	建築物の数が 1 又は 2 である場合：78,000 円 建築物の数が 3 以上である場合：78,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

号	認定等の種類	関係条文	手数料
41	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	第 86 条第 2 項	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：78,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
44	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	第 86 条の 2 第 1 項	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：78,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
47	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	第 86 条の 5 第 1 項	6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
48	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 86 条の 6 第 2 項	27,000 円
49	既存建築物の他の敷地への移転に係る認定	第 86 条の 7 第 4 項	27,000 円
50	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に係る認定又は全体計画の変更に係る認定	第 86 条の 8 第 1 項、第 3 項	27,000 円
51	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定又は全体計画の変更に係る認定	第 87 条の 2 第 1 項、第 2 項	27,000 円
52	建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可	第 87 条の 3 第 5 項	120,000 円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの 20,000 円
53	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可	第 87 条の 3 第 6 項	160,000 円
54	敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定	第 43 条第 2 項、新潟県建築基準条例第 5 条第 2 項	27,000 円

●許可申請手数料

号	許可等の種類	関係条文	手数料
3	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	第 43 条第 2 項 2 号	33,000 円
4	公衆便所等の道路内における建築許可	第 44 条第 1 項第 2 号	33,000 円
6	公共用歩廊等の道路内における建築許可	第 44 条第 1 項第 4 号	160,000 円
7	壁面線外における建築許可	第 47 条	160,000 円
8	用途地域における建築等許可	第 48 条第 1 項～13 項	200,000 円
9	用途地域における建築等許可	第 48 条第 16 項第 1 号	105,000 円
10	用途地域における建築等許可	第 48 条第 16 項第 2 号	140,000 円
11	特殊建築物等敷地許可	第 51 条	160,000 円
12	建築物の延べ面積の特例許可	第 52 条第 10 項、第 11 項、第 14 項	160,000 円
13	建築物の建ぺい率に関する特例許可	第 53 条第 4 項	33,000 円
14	建築物の建ぺい率に関する特例許可	第 53 条第 5 項	33,000 円
15	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	第 53 条第 6 項第 3 号	33,000 円
16	建築物の敷地面積の許可	第 53 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号	160,000 円
18	建築物の高さの許可	第 55 条第 3 項	160,000 円
19	日影による建築物の高さの特例許可	第 56 条の 2 第 1 項	160,000 円
23	特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例許可	第 57 条の 4 第 1 項	160,000 円
24	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	第 59 条第 1 項第 3 号	160,000 円
25	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	第 59 条第 4 項	160,000 円
26	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	第 59 条の 2 第 1 項	160,000 円
27	都市再生特別地区内の建築制限における特例許可	第 60 条の 2 第 1 項第 3 号	160,000 円
28	特定防災街区整備地区内の建築制限における特例許可	第 67 条の 3 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号、第 9 項第 2 号	160,000 円
29	景観地区内における建築物の高さの制限、壁面の位置の制限、又は建築物の敷地面積の制限に関する許可	第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号	160,000 円
32	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可	第 68 条の 3 第 4 項	160,000 円
34	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可	第 68 条の 5 の 3 第 2 項	160,000 円

号	許可等の種類	関係条文	手数料
37	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可	第 68 条の 7 第 5 項	160,000 円
38	仮設建築物建築許可	第 85 条第 5 項	120,000 円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの 20,000 円
39	仮設興行場等建築許可	第 85 条第 6 項	160,000 円
42	一の敷地とみなすこと等による建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可	第 86 条第 3 項	建築物の数が 1 又は 2 である場合：238,000 円 建築物の数が 3 以上である場合：238,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
43	一の敷地とみなすこと等による現に存する建築物を考慮した建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可	第 86 条第 4 項	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：238,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：238,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
45	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可	第 86 条の 2 第 2 項	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：238,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：238,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
46	公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	第 86 条の 2 第 3 項	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：238,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：238,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

●長期優良住宅手数料

⑴　新築住宅（住宅の新築に係る認定）

※新築に係る認定を受けている住宅を増築または改築するときは、変更認定申請となる。その場合は、新築に係る認定基準が適用され、手数料はこの欄の金額が適用される。

区分			手数料（円）	
			認定申請（法５条１項）	変更認定申請（法８条１項）
適合証または設計住宅性能評価書の写しの添付なし	１戸建ての住宅	100m2 以内	48,800	24,400
		100m2 超え 200m2 以内	76,900	38,400
		200m2 超え	104,600	52,300
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	111,900	55,900
		〃　6～10	176,500	88,200
		〃　11～25	344,600	172,300
		〃　26～50	613,800	306,900
		〃　51～100	1,052,200	526,100
		〃　101～200	1,943,200	971,600
		〃　201～300	2,774,600	1,387,300
		〃　301～	3,398,000	1,699,000
適合証の添付あり ※適合証：登録住宅性能評価機関が交付した法６条１項１号に掲げる基準に適合していることを証する書類	１戸建ての住宅		7,600	3,800
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	16,500	8,200
		〃　6～10	26,000	13,000
		〃　11～25	35,400	17,700
		〃　26～50	62,500	31,200
		〃　51～100	104,400	52,200
		〃　101～200	169,400	84,700
		〃　201～300	207,300	103,600
		〃　301～	220,800	110,400
設計住宅性能評価書の写しの添付あり	１戸建ての住宅		17,000	8,500
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	60,500	30,200
		〃　6～10	95,100	47,500
		〃　11～25	176,000	88,000
		〃　26～50	299,200	149,600
		〃　51～100	458,600	229,300
		〃　101～200	831,900	415,900
		〃　201～300	1,132,900	566,400
		〃　301～	1,369,900	684,900

⑵　既存住宅（既存住宅の増築または改築に係る認定）

区　　分			手　数　料　（円）	
			認定申請（法５条１項）	変更認定申請（法８条１項）
適合証の添付なし	１戸建ての住宅	100m2 以内	62,300	31,100
		100m2 超え 200m2 以内	99,700	49,800
		200m2 超え	136,600	68,300
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	147,600	73,800
		〃　6～10	233,600	116,800
		〃　11～25	457,400	228,700
		〃　26～50	815,800	407,900
		〃　51～100	1,399,300	699,600
		〃　101～200	2,585,200	1,292,600
		〃　201～300	3,692,000	1,846,000
		〃　301～	4,521,800	2,260,900
適合証の添付あり	１戸建ての住宅		9,700	4,800
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	20,600	10,300
		〃　6～10	33,200	16,600
		〃　11～25	45,800	22,900
		〃　26～50	81,900	40,900
		〃　51～100	137,700	68,800
		〃　101～200	224,100	112,000
		〃　201～300	274,600	137,300
		〃　301～	292,600	146,300

※申請に複数棟が含まれている場合は、棟ごとの額を合算します。

⑶　その他

区　　分	手　数　料　（円）
認定申請に併せて確認申請書を審査する場合（法第６条第２項）	「建築確認申請手数+建築設備確認申請手数」を加算
譲受人を決定した場合における計画の変更の認定（法９条第１項）	2,400
地位の承継の承認（法 10 条）	2,400

●都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請手数料

1　新築等計画認定申請手数料

建築物の区分			適合証の添付あり	適合証の添付なし
⑴ 住戸部分の認定申請		ア　一戸建ての住宅又は戸数が 1 戸の併用住宅等	5,700 円	32,200 円
		イ　戸数が 2 戸以上 5 戸以内の共同住宅等	12,400	65,900
		ウ　戸数が 5 戸を超え 10 戸以内の共同住宅等	18,400	91,200
		エ　戸数が 10 戸を超え 25 戸以内の共同住宅等	28,000	126,700
		オ　戸数が 25 戸を超え 50 戸以内の共同住宅等	44,300	180,300
		カ　戸数が 50 戸を超え 100 戸以内の共同住宅等	76,200	256,700
		キ　戸数が 100 戸を超え 200 戸以内の共同住宅等	118,300	346,400
		ク　戸数が 200 戸を超え 300 戸以内の共同住宅等	148,400	452,900
		ケ　戸数が 300 戸を超える共同住宅等	158,000	531,200
住戸以外の部分の認定申請	⑵ 熱損失審査を要しないもの	ア　300 ㎡以内のもの	10,300	100,000
		イ　300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	27,600	165,400
		ウ　2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	75,700	255,600
		エ　5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	117,800	327,300
		オ　10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの	147,900	390,500
		カ　25,000 ㎡を超えるもの	184,000	454,300
	⑶ 熱損失審査を要するもの	ア　300 ㎡以内のもの	10,300	218,600
		イ　300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	27,600	348,900
		ウ　2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	75,700	495,200
		エ　5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	117,800	606,500
		オ　10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの	147,900	714,200
		カ　25,000 ㎡を超えるもの	184,000	814,700

〈算定例〉

区　　分	適　　用
一戸建て住宅の認定	「⑴　住戸部分の認定申請」
共同住宅の住戸のみの認定	「⑴　住戸部分の認定申請」
共同住宅全体の認定	「⑴　住戸部分の認定申請」＋「⑵　熱損失審査を要しないもの」
非住宅建築物（熱損失審査有り）	「⑶　熱損失審査を要するもの」
共同住宅と非住宅の複合建築物（熱損失審査有り）	「⑴　住戸部分の認定申請」＋「⑵　熱損失審査を要しないもの」＋「⑶　熱損失審査を要するもの」

２　変更認定申請手数料（法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更）

⑴　増加しようとする戸数又は床面積に応じて「１　新築等計画認定申請手数料」と同じ方法で算出した額

⑵　計画変更に伴う認定申請手数料は、「１　新築等計画認定申請手数料」の半額（※100 円未満の端数があるときは切り上げ）

３　申出に対する審査手数料

認定申請に併せて建築物確認申請等を審査する場合（法第 54 条第 2 項）は、「建築確認申請手数」及び「建築設備確認申請手数」を加算した額

● 建築物省エネ法手数料

名　　称	関係条文	算定基準	用途	面積	手数料
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (新規)	法第 12 条第 1 項 法第 13 条第 2 項	モデル建物法	工場以外 (ア)	300 ㎡～2000 ㎡未満	139,200　円
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	219,500
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	283,700
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	339,000
				25000 ㎡以上	396,200
			工場等 (イ)	300 ㎡～2000 ㎡未満	42,800
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	94,000
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	136,800
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	167,700
				25000 ㎡以上	205,800
		標準入力法	工場以外 (ウ)	300 ㎡～2000 ㎡未満	336,700
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	476,500
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	584,700
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	689,400
				25000 ㎡以上	785,200
			工場等 (エ)	300 ㎡～2000 ㎡未満	47,600
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	99,900
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	143,300
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	174,900
				25000 ㎡以上	214,100

名　　称	関係条文	算定基準	用途	面積	手数料
計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (床面積増加の場合)	法第 12 条第 2 項 法第 13 条第 3 項	モデル建物法	工場以外	～300 ㎡未満	86,800　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(ア)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
			工場等	～300 ㎡未満	26,200　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(イ)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
		標準入力法	工場以外	～300 ㎡未満	211,800　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(ウ)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
			工場等	～300 ㎡未満	29,700　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(エ)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(その他の場合)及び建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料(軽微変更該当証明書交付)	法第 12 条第 2 項法第 13 条第 3 項	モデル建物法	工場以外	300 ㎡～2000 ㎡未満	69,600　円
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	109,800
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	141,900
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	169,500
				25000 ㎡以上	198,100
			工場等	300 ㎡～2000 ㎡未満	21,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	47,000
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	68,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	83,900
				25000 ㎡以上	102,900
		標準入力法	工場以外	300 ㎡～2000 ㎡未満	168,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	238,300
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	292,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	344,700
				25000 ㎡以上	392,600
			工場等	300 ㎡～2000 ㎡未満	23,800
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	50,000
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	71,700
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	87,500
				25000 ㎡以上	107,100

名　　称	関係条文	算定基準		面積	手数料
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第 29 条第１項	非住宅部分でモデル建物法(オ)		300 ㎡未満	79,600　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	135,200
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	216,300
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	281,100
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	336,900
				25000 ㎡以上	394,600
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	10,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	28,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	76,400
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	118,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	148,400
				25000 ㎡以上	184,400
		非住宅部分で標準入力法(カ)		300 ㎡未満	205,700
				300 ㎡～2000 ㎡未満	334,500
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	475,600
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	584,900
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	690,500
				25000 ㎡以上	787,200
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	10,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	28,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	76,400
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	118,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	148,400
				25000 ㎡以上	184,400
		住宅部分	(キ)	戸建て住宅面積　200 ㎡未満	32,200
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	35,800
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	63,400
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	107,600
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	180,200
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	256,500
			技術的審査を行わない場合(ク)	戸建て住宅面積　200 ㎡未満	5,800
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	5,800
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	10,000
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	22,400
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	44,600
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	76,400

名　　称	関係条文	算定基準		面積	手数料
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第 31 条第 1 項	住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加			(キ)の区分の額
		その他（非住宅部分でモデル建物法）		300 ㎡未満	39,800　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	67,600
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	108,200
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	140,600
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	168,500
				25000 ㎡以上	197,300
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	5,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	14,200
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	38,200
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	59,200
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	74,200
				25000 ㎡以上	92,200
		その他（非住宅部分で標準入力法）		300 ㎡未満	102,900
				300 ㎡～2000 ㎡未満	167,300
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	237,800
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	292,500
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	345,300
				25000 ㎡以上	393,600
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	5,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	14,200
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	38,200
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	59,200
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	74,200
				25000 ㎡以上	92,200
		その他（住宅部分）		戸建て住宅面積　200 ㎡未満	16,100
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	17,900
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	31,700
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	53,800
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	90,100
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	128,300
			技術的審査を行わない場合	戸建て住宅面積　200 ㎡未満	2,900
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	2,900
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	5,000
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	11,200
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	22,300
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	38,200

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>関係条文</th><th colspan="2">算定基準</th><th>面積</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="12">建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</td><td rowspan="12">法第 36 条第１項</td><td colspan="2">非住宅部分でモデル建物法</td><td></td><td>(オ)の区分の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">非住宅部分で標準入力法</td><td></td><td>(カ)の区分の額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅部分で性能基準に適合</td><td></td><td></td><td>(キ)の区分の額</td></tr>
<tr><td>技術的審査を行わない場合</td><td></td><td>(ク)の区分の額</td></tr>
<tr><td rowspan="6">住宅部分でモデル住宅法又は仕様基準に適合</td><td rowspan="5"></td><td>戸建て住宅面積　200 ㎡未満</td><td>17,200　円</td></tr>
<tr><td>戸建て住宅面積　200 ㎡以上</td><td>18,400</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　300 ㎡未満</td><td>31,000</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満</td><td>55,400</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満</td><td>96,800</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　5000 ㎡以上</td><td>144,200</td></tr>
<tr><td>技術的審査を行わない場合</td><td></td><td>(ク)の区分の額</td></tr>
</table>